

# 大学入学資格検定の在り方について

～ 社会的通用性を高める新試験を目指して～

( 中間報告 )

平成16年6月21日  
中央教育審議会

## ( 目 次 )

はじめに	1
大学入学資格検定を取り巻く現状	2
受検者層の変化	2
大学入学資格の弾力化	2
大検の社会における活用	2
高等学校の生徒の多様化と高等学校教育の弾力化	3
基本的な考え方	4
大学入学資格付与の機能を維持すること	4
より広く活用される試験にすること	4
就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること	5
新試験の内容について	6
1 受験科目・水準について	6
( 1 ) 教科・科目について	6
( 2 ) 問題の内容、水準及び合格水準について	6
( 3 ) 受験科目の免除	7
2 受験対象者について	7
3 年齢制限について	7
社会的認知度を高めるための方策	9
業務の外部委託	9
その他 (部会等で議論された課題等)	10
おわりに	12
(参考資料)	
大学入学資格検定の在り方に関する検討の経緯	13
大学入学資格検定(大検)について【概要】	15
大学入学資格検定(大検)の制度の変遷について	16
大学入学資格検定の根拠法令	19
大学入学資格検定の受検状況等の推移	20
教育制度分科会における部会の設置について	21
第2期中央教育審議会委員名簿	22
第2期中央教育審議会教育制度分科会委員名簿	23
第2期中央教育審議会教育制度分科会 大学入学資格検定部会委員委員名簿	24

## はじめに

平成15年10月、文部科学大臣から「大学入学資格検定の在り方について」の諮問があり、『高等学校卒業程度の学力を認定する試験としての性格をより明確にすること、及び、各種職業資格の受験資格における取り扱いなどにおいてより広く活用されるようにするための方策』について検討を行うこととなった。

これを踏まえ、平成15年11月に教育制度分科会の下に大学入学資格検定部会が、設置された。

同部会及び教育制度分科会は、集中的に調査審議を重ね、このたび、その審議結果を以下のとおり取りまとめて、「中間報告」として公表することとした。

今後、この「中間報告」に対して各界各層から意見をいただき、それらを踏まえつつ、さらに審議を深めることとしたい。

## ・大学入学資格検定を取り巻く現状

### 〔受検者層の変化〕

大学入学資格検定(以下「大検」という。)は、昭和26年に、経済的理由などにより高等学校に進学できなかった勤労青少年を対象に大学入学資格を付与することを目的に発足して以来、大学進学などへの途を開く制度として機能してきている。

近年、高等学校進学率の上昇に伴い勤労青少年の受検割合が逐年低下するとともに、高等学校中途退学者(以下「高校中退者」という。)が年間約9～10万人という状況の中で大検の受検者の6割程度を高校中退者が占めるようになるなど、創設当時と比べ受検者の態様が大きく変化してきている。

### 〔大学入学資格の弾力化〕

大学入学資格については、教育の国際化の観点や、社会人や様々な学習歴を有する者への入学機会の拡大等を図る観点から、平成15年9月に制度改革が行われた。

この結果、大学の個別審査により、高等学校卒業と同等以上の学力があると認められる者に当該大学への入学資格を認めることが可能となった。

この度の大学入学資格の弾力化は、大検が後期中等教育に代わる唯一の高等教育への経路ではなくなったことを意味し、大検のその他の機能にも着目した見直しを行う好機となった。

### 〔大検の社会における活用〕

高等学校への進学率が97%に達する中で、実社会において高等学校を卒業していないことが就職及びその後の処遇等において不利益となる場合がある。毎年約9～10万人に上る高校中退者がいる状況の下、これらの者の職業生活への接続についてより積極的な取り組みが必要である。

このため、文部科学省においては、高校中退者の職業生活等への接続を円滑にする観点から、大検合格が各種職業資格の受験資格や採用後の処遇において高等学校卒業と同等に取り扱われるように各方面の理解を求めてきており、一定の効果があがっている。しかし、大学入学資格を得るという目的への認識が強いあまり、高等学校卒業程度と同等以上の学力を認定する検定・試験としての役割があることについて周知が十分には進んでおらず、依然として一部には高等学校卒業と同等に取り扱われていない事例も残っている。

〔高等学校の生徒の多様化と高等学校教育の弾力化〕

高等学校に進学する者の志望動機や興味、関心など、学力が多様化する中で、高校中退者の中退理由のうち、目的意識や学習意欲が不十分なまま入学したり、不本意入学したことに起因することが多いと考えられる「学校不適應」、「進路変更」などが6割程度を占めるようになっているという実態もある。このような状況の下、多様化する高校生に高等学校教育が柔軟に対応することが必要になっており、近年、中高一貫教育の導入、総合学科や単位制高等学校の拡充など、制度の多様化、弾力化が進められている。

## ・ 基本的な考え方

我が国は、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の実現を目指している。

大検は、何らかの理由で、高等学校を卒業できなかった者の学習成果を適切に評価し、大学入学資格を付与することで生涯学習社会の理念に沿った役割を果たしてきている。新試験については、さらに、受験対象者を広げるとともに、大学等への進学、就職いずれにも活用できるような高等学校卒業程度の学力を認定する試験としての性格を明確にすることで、学習の成果がより一層適切に評価されるようにする必要がある。

これらを踏まえ、以下の3つの点を基本的な考え方とするべきである。

### 大学入学資格付与の機能を維持すること

大学の個別の審査による入学資格の付与は、個別審査を行った大学のみ有効とされるものである。このため、試験の合格者に対して、一律に大学入学資格を付与するというこれまでの大検の機能を維持することが必要である。

### より広く活用される試験にすること

高等学校の進学率が97%に達する中で、年間約9～10万人の高校中退者がいるが、そのうち大学入学資格検定を受検するのは2割以下に留まっている。

生涯学習社会においては、高等学校中途退学者を含め、希望する者が、いつでも学校教育の場に戻れるような体制及び環境を整備していくことが必要である。

一方で、様々な理由で高等学校という教育システムでは対応できない者へのセーフティネット(安全網)としても新試験がより十全に機能し、より多くの者が高等教育や職業への途を切り開く上で新試験を活用しやすいようにする必要がある。

また、現在受検を認めていない全日制高等学校の在學生にも受験機会を拡大するなど、より広く活用される試験にする必要がある。その適切かつ有効な活用が高等学校教育の一層の弾力化にもつながることが期待される。

### 就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること

高等学校卒業程度の学力を認定する試験としての性格をより明確にし、その合格者が各種職業資格や採用試験の受験資格、採用後の処遇においてより広く高等学校卒業者と同様に扱われるようにする必要がある。

また、そのために適切な名称(「高等学校卒業程度認定試験」など)とすることを含め、具体的方策を検討する必要がある。

## ・新試験の内容について

### 1．受験科目・水準について

#### (1) 教科・科目について

新試験では、就職や進学などいずれの進路を選択する場合においても、必要となる学力を問うものとする必要がある。

年間約9～10万人の高校中退者のうち、大検受検者は、わずか約1～2万人に留まっているが、これはアンケート結果などから、必受検科目数が多いことなどに起因しているものと考えられる。

一方で、新試験が高等学校卒業程度の学力を認定するものとして社会に広く受け入れられるよう、多様化が進む高等学校教育において全ての高等学校生に共通に必要な教育内容を包含することが必要である。

このため、新試験においては、新高等学校学習指導要領において全ての生徒に履修させる教科の範囲内で、認定する学力水準は維持しつつも、受験者の負担を増やさないように受験科目を精選したり、ペーパー試験のみでの評価になじまない実技的な要素が強い教科を削減するなどして、高校中退者等が受験しやすい科目構成とすることが必要である。

なお、新学習指導要領において必履修とされた英語については、大学等における教育や、社会生活における重要性を踏まえ、全員が受験する科目とする必要がある。

以上を勘案し、新試験は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語の6教科を必ず受験するものとして、構成することが適当である。

また、受験教科の変更により一部教科に既に合格している者などが不利にならないように適切な経過措置を講ずる必要がある。

#### (2) 問題の内容、水準及び合格水準について

現行の大検が、選抜試験ではなく資格試験であることや、高等学校卒業と同等以上の学力を認定する国の検定として社会的にも評価を得ていることを踏まえ、新試験の問題の水準及び合格水準を現行の大検から大きく変えないようにするべきである。

また、新試験は、現行の大検同様に高等学校卒業と同程度の学力を認定するという到達度試験の性格を持つことから、絶対評価の考え方を基本として、到達の程度、問題の難易度等を総合的に判断して合格水準を設定す

るべきである。

### (3) 受験科目の免除

生涯学習の成果を適切に評価する観点から高等学校等において受験科目の単位を修得した者及び「知識及び技能に関する審査」に合格した者については、現行の大検と同様に受験科目に相当するものについて科目の免除を引き続き行うことが適当である。

## 2. 受験対象者について

現行の大検は、働きながら学ぶ定時制及び通信制高等学校の生徒の負担を考え、これらの生徒には大検の受検を認めているが、全日制に在学する生徒の受検を認めていない。

しかし、近年、夜間の定時制高校においては昼間働いて夜学ぶという勤労青年の割合が著しく減少するなど生徒層に変化が生じている。このため、定時制高校も多部制や単位制の高校が設置されるなどしており、生徒の就学形態も多様化し、全日制の高校との違いがかなり小さくなっているケースも増えている。

全日制高等学校においても、生徒の能力・適性・興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、生徒に目標を与えて意欲を喚起したり、学校生活にうまく適応できない生徒の学習成果を評価したりする際の一方策として新試験を活用できるようにすべきである。

これらのことから、定時制、通信制、全日制すべての高等学校の在学学生に新試験の受験資格を与えるべきである。

あわせて、学校長の判断で受験科目に対応する新試験の合格科目について単位認定できる制度を全日制高等学校にも拡大するなどして、生徒の多様な学習成果が評価されるような機会を提供すべきである。

なお、具体的な仕組みについては、高等学校教育の在り方にも照らしつつ検討していくことが必要である。

## 3. 年齢制限について

現行の大検は、18歳未満で必要科目に全て合格したとしても、満18歳に達した翌日まで大検の合格者とならないこととしている。(飛び入学を除く。)

部会では、いわゆる飛び入学を一般化して17歳から合格とするべきであるなどといった意見もあったが、この点については、高等学校教育及び大学などの高等教育への接続の問題として我が国の学校教育制度に大きな影響を与える

ことから、今後、学校教育制度全体の中で慎重に検討すべき課題である。

このため、新試験においては、現行の大検どおりの年齢制限を課することとする。

## ・社会的認知度を高めるための方策

自治体や企業等へ積極的に働きかけることで新試験及びその合格者に対する社会的な認知度を上げることが必要である。

このため、自治体や企業等の職員の採用、処遇に関する規則等において、新試験の合格が「高等学校卒業程度と同等」と位置づけられるべきであり、そのための積極的な呼びかけが必要である。

また、都道府県教育委員会を通じて、全日制高等学校の在学生在が新試験を受験する場合の手続き、合格科目の単位認定の手続き等の整備が高等学校等において、図られるよう適切に周知することが必要である。

さらに、高等学校在学者及び高校中退者に対して都道府県教育委員会から新試験の概要等について積極的に情報提供を行うなどして制度に関する理解を図ることが必要である。その際、図書館などの情報発信機能を活用することも検討すべきである。なお、国においては、地方自治体が行う優れた取り組みに関する情報を広めるなどして支援を行うことが大切である。

また、大学入学資格検定の合格を経て社会的に活躍している人々の事例を紹介するなど効果的なPRを行うことが必要である。

## ・業務の外部委託

国で実施する業務と外部に委託できる業務を区分した上で可能な業務から外部機関に委託すべきである。なお、これまで独立行政法人大学入試センターが機密性・公平性を確保しつつ、大規模な試験を実施している実績を有しており、こうした経験等も参考に、委託先については、秘密保持体制、専門的な実施能力を有する公共的機関等を選定することが必要である。

また、新試験の実施会場については、受験生の利便性及び経済的負担の軽減に配慮し、現行の大検と同様に全国47会場で実施すべきであり、引き続き地方公共団体の協力が必要である。

## ・その他

### [部会等で議論された課題等]

部会等における議論では、新試験について、あくまでも高等学校卒業と同等以上の学力認定にとどめるべきであるという意見と、高等学校卒業資格の付与まで行うべきであるとの意見の両論があり、多くの時間を割いて検討が行われた。将来への問題提起として、極めて有意義な議論であった。

各々の主な意見は次のとおりである。

あくまでも高等学校卒業と同等以上の学力認定にとどめるべきであるという意見

- ・ 高等学校においては、教科・科目の履修だけでなく、その他の様々な活動、生徒間や教員との交流など知・徳・体のバランスのとれた教育を通じて人間形成が行われるものであり、単に学力を測る試験のみで高等学校卒業資格を付与することはできない。
- ・ 新たな試験において高等学校卒業資格を付与することとする場合には、高等学校の生徒との均衡を考慮すると、学習指導要領の卒業要件である74単位に相当する教科・科目の試験を課さざるをえず、30～40単位相当の教科・科目の検定である現行の大検と比べ、受験生に過大な負担を強いることとなる。このように、高等学校卒業資格を付与するために、かえって、高等学校中退者などが挑戦しづらい試験となる恐れがある。
- ・ 学力を測る試験のみで高等学校卒業資格が付与されると、安易な中退が増加するなど、高等学校教育に悪影響を及ぼす恐れがある。

高等学校卒業資格の付与まで行うべきであるとの意見

- ・ 学校教育という教育様式に適應できない者について、再度学校への途を開く制度はあるのに対し、円滑な職業生活への移行ないし、接続のための制度が整っていないため、この際、学力を測る試験で卒業資格を付与できるようにすべきである。
- ・ 学校から就職までの進路を多様化するため、学力を測る試験で卒業資格を付与できるようにすべきである。
- ・ 職業経験や奉仕活動なども評価した上で、卒業資格を付与できるように

すべきである。

- ・ 高校生の学力低下を指摘する声が多い中、高校外で学力をつけた者を評価すべきである。

両方の意見に傾聴すべき点が多いが、高等学校の卒業要件の修得単位数と新試験の相当単位数の格差や、高等学校が知・徳・体のバランスのとれた教育を目指すものであることを踏まえ、本審議会としては、以下のとおりの方針とすることが妥当であると判断した。

高等学校卒業と同等以上の学力認定を行うことを基本的な性格とする新試験の制度設計を行うこと

新試験の合格が、実質的に高等学校卒業資格取得と同様の効果が得られるよう、各種職業資格や採用試験の受験資格における通用性を高める方向で引き続き努力すること

なお、新試験合格者に高等学校卒業資格を付与するかどうかについては、上記のとおり、学校教育制度全体との関係について慎重な審議が必要であることはもちろんのことであるが、さらに全課程の修了を学校長が認定する制度をとっている現行の高等学校制度の下で、どのような制度設計が可能かなど技術的にも多くの論点があることがわかった。

この関連で、新試験により、生涯学習社会における学習の評価の仕組みは一段と充実するが、さらに一步進んで、国民の誰もが生涯のいつでも、どこでも、自由に学習の機会を選択して、高等学校レベルの学力の取得を目的として、学ぶことができるよう、単位累積制度などの新システムの必要性も検討するべきであるとの意見があった。

さらに、我が国においては、大学入試に係る試験が複数あることから、新試験と大学入試センター試験との関係を含め、今後の大学入試の在り方を検討するべきであるとの意見があった。

また、全ての高等学校在学学生を対象に学習成果を図る学力認定試験を実施し、その成果を高等学校の卒業要件や大学入学の基礎資格とするなどして高校生にしっかりした学力を身に付けさせる方向を目指すべきであるとの意見もあった。

## おわりに

今回の中間報告では、従来の大学入学資格検定の役割を維持しつつも、高校中退者等が新試験を利用しやすいものとするとともに、学校や職業への接続をより円滑にするための方策について提言を行った。

生涯学習社会の構築を目指し、新試験を生涯学習社会における様々な学習成果を適切に評価する制度として十全に機能するよう提言に沿って具体的措置を講ずることが必要である。なお、高等学校卒業資格の付与については、慎重な議論の上、結論としては、現時点では適切でないと判断したが、社会的通用性を高める努力により、高等学校卒業資格付与と同様の効果を確認できるものと期待している。

新試験が、社会全体において高く評価されるとともにより多くの人々に活用されるものとなるように関係者の取り組みをお願いしたい。

## 大学入学資格検定の在り方に関する検討の経緯

### 総 会

- 第33回会議 平成15年10月 7日(火)  
文部科学大臣から総会へ「大学入学資格検定の在り方について」  
諮問  
「大学入学資格検定の在り方」について自由討議

### 教育制度分科会

- 第11回会議 平成15年10月16日(木)  
「大学入学資格検定の在り方」について自由討議

### 大学入学資格検定部会

- 第1回会議 平成15年11月14日(金)  
大学入学資格検定の学校現場での活用事例に関する委員からの  
報告  
大学入学資格検定の受検者の状況等に関する委員からの報告

- 第2回会議 平成15年12月 9日(火)  
「大学入学資格検定」の受検経験者からのヒアリング

- 第3回会議 平成15年12月15日(月)  
各委員の専門的見地からの意見発表  
(佐藤登志郎委員, 尊鉢隆史委員, 二宮皓委員, 平野吉直委員,  
無藤隆委員)

- 第4回会議 平成16年 1月15日(木)  
各委員の専門的見地からの意見発表  
(井田良克委員, 佐伯真人委員, 鈴木善彦委員, 永井順國委員,  
西寺雅也委員)

- 第5回会議 平成16年 1月29日(木)  
「大学入学資格検定の在り方に関する論点及び方向性」につ  
いて自由討議

- 第6回会議(懇談会) 平成16年 3月29日(月)  
中間報告(骨子案)に関する意見交換

- 第7回会議 平成16年 5月11日(火)  
「大学入学資格検定の在り方について(中間報告(案))」につ  
いて審議

**教育制度分科会**

第13回会議 平成16年 5月27日(木)

「大学入学資格検定の在り方について(中間報告(案))」について審議

**総 会**

第40回会議 平成16年 6月 8日(火)

「大学入学資格検定の在り方について(中間報告(案))」について審議

# 大学入学資格検定（大検）について【概要】

## 趣 旨

大学入学資格検定（以下「大検」という。）は、高等学校を卒業していないなどのため、大学入学資格のない者に対し、検定を行い、合格者に大学入学資格を付与することを目的とした制度。

この検定の合格者は、国・公・私立のどの大学、短大、専門学校でも受験が可能。

## 主な経緯等

昭和26年度 大学入学資格検定発足(高等教育を受けられない勤労青少年対象等)  
 平成12年度 外国人学校などの卒業生等へも受験資格を拡大  
 平成13年度 試験の実施回数を年2回に拡大

## 受検資格等

### 受検資格

大検を受検する年度の終わりまでに満16歳以上になる者

(但し、高等学校の全日制課程等に在学(休学も)している者を除く。)

### 合格要件

所定の科目の全てについて合格点を得ること。

但し、合格者が満18歳に達していないときには、18歳に達した日の翌日から発効。

## 受検科目等

### 1. 受検教科等

合計教科数：7教科（9～10科目）

必修教科6教科（8～9科目）

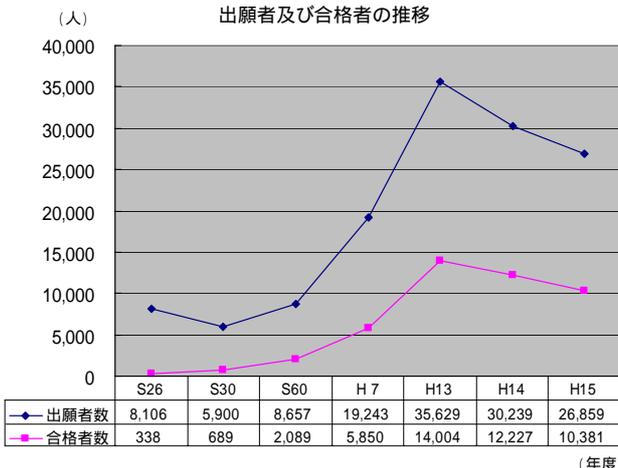
国語、地理歴史(2科目)、公民(1～2科目)、数学、理科(2科目)、家庭  
 選択教科1教科(1科目)

### 2. 大検合格の場合の該当単位数は30～45単位。

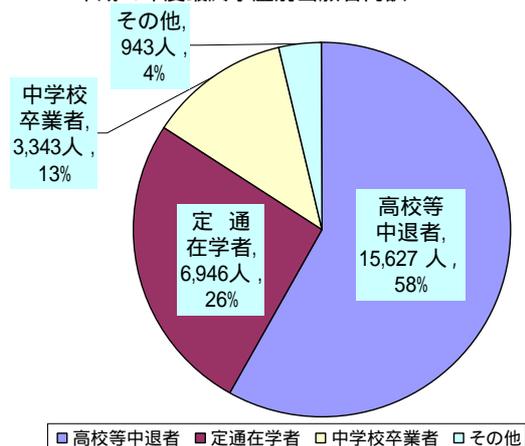
(参考) 高等学校卒業者の場合、80単位以上(旧指導要領)を修得していることが必要

## 受検状況等

出願者及び合格者の推移



平成15年度最終学歴別出願者内訳



## 大学入学資格検定（大検）の制度の変遷について

### 1 法的根拠

大検は、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第56条及び学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）に定められる大学入学資格検定規程（昭和26年6月22日文部省令第13号）により実施されている。

この検定は、大学入学資格検定規程第1条により国が行う検定である。

### 2 制度の変遷

昭和23年 各都道府県教育委員会が実施主体となって「新制大学入学資格認定試験」を実施

（戦後の新制大学入学への入学資格を、旧制度の中等学校卒業生等の大学入学資格のない者に対し、各都道府県が検定により与えるもの。）

昭和26年 「新制大学入学資格認定試験」廃止

文部省が実施主体となって「大学入学資格検定（大検）」を実施  
（義務教育を終了した者で、高等学校教育を受けられない勤労青少年等に対し能力に応じて、広く高等教育を受ける機会を与えるための国の検定として発足。）

（参考）

大検は、発足当時は、

- （1） 中学校卒業後1年間は、勉強その他の経験を経た後受検するのが効果的であると考えられたため、中学校を卒業した者でも満16歳に達しなければ受検は認められなかった。
- （2） 真にやむを得ず独学せざるを得ない者に受検を限定していた。（高等学校の全日制及び定時制の課程在学者は受検できなかった。ただし、通信教育の受講者は、当時、通信教育だけでは高等学校を卒業できなかったので、例外的に受検が認められた。）
- （3） 合格に必要な科目数を、14科目とした。

昭和28年 受検資格の拡大

- （1） 高等学校の定時制の課程に在学している者に対しても、受検を認める。
- （2） 満16歳に達しなければならないという条件が除かれ中学校を卒業した者ならば満15歳でも受検を認める。

- 昭和40年 合格に必要な科目数の変更  
高等学校学習指導要領の改訂に伴い、合格に必要な科目数を16科目とした。
- 昭和42年 受検資格の拡大  
高等専門学校の中退者に受検資格を認める。
- 昭和50年 合格に必要な科目数の変更  
高等学校学習指導要領の改訂に伴い、合格に必要な科目数を原則15科目とした。  
(昭和50年以降は、高等学校学習指導要領の改訂に合わせて合格に必要な科目数を削減してきている。)
- 昭和60年 必ず受検しなければならない受検科目から「体育(実技)」等の削除  
臨教審の第1次答申により専修学校高等課程修了者に対して大学入学資格が付与されたことに伴い、受検科目の在り方について弾力的に対応する必要から、必ず受検しなければならない受検科目のうち、「体育」及び「保健」を削除するなどの所要の改正。(昭和61年度から実施)
- 平成6年 受検科目免除の拡大  
(1) 専修学校高等課程で受検科目に相当する科目について、一定の授業時間数(1単位35授業時間換算)を修得している場合には、受検科目を免除。  
(2) 一定の技能審査(5種類: 実用英語技能検定、英語検定試験、簿記実務検定試験、簿記検定試験、簿記能力検定試験)に合格した者について、それに相当する受検科目を免除。(平成6年度から実施)
- 平成10年 受検科目免除の拡大  
平成6年の受検科目の免除となる技能審査(42種類に)を拡大。(平成10年度から実施)

平成11年 出願受付の弾力化及び受検科目免除の拡大

- (1) 全日制高等学校又は高等専門学校中退予定者の出願の受け付け。(ただし、出願後、試験日前日までに退学をしていることが条件。)
- (2) 平成10年の受検科目の免除となる技能審査(45種類に)及び免除科目の範囲を拡大。(平成11年度から実施)

平成12年 受検資格の拡大

国際化の進展やそれに伴う人材の流動化、規制緩和の要請の高まりなどの社会の変化に適切に対応するとともに、学習の成果が適切に評価される生涯学習体系への移行を図る観点から、これまで受検が認められていなかったインターナショナルスクールや外国人学校の卒業生、何らかの事情により義務教育を修了していない者についても受検資格の拡大を図った。(平成12年度から実施)

平成13年 受検機会の拡大(年複数回実施)

受検機会の拡大の要請に対応するため、検定を年2回実施することとした。併せて、受検者の負担を軽減するため、検定の実施期間の短縮化(4日間から2日間に短縮)を図るとともに、合格に必要な科目数を精選化(9科目又は10科目に削減)を図った。(平成13年度から実施)

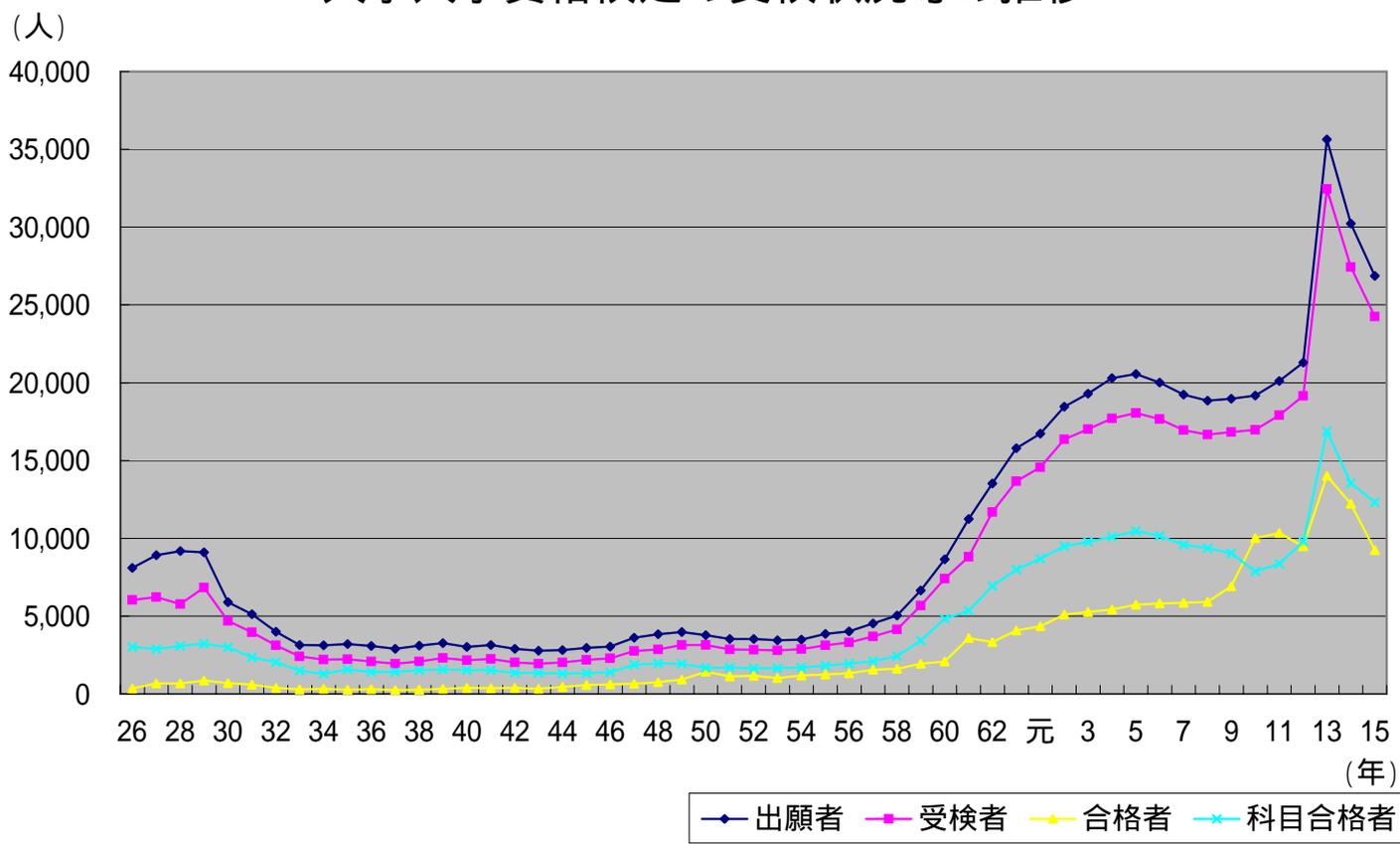
平成14年 多様な学修の評価などの対応

生涯学習社会における多様な学修の成果を適切に評価するという観点から、大学、高等専門学校、専修学校の専門課程における学修について、大検の選択科目を免除することとした。

また、大検においても、受検科目の全てについて合格点を得た者で17歳に達した者で、大学の定める分野において、特に優れた資質を有すると大学が認めた者についても、教育上の例外措置として大学入学資格が認められることとなったことに伴って、その証明を必要とする場合には、合格証明書とは異なる特別合格証明書及び特別合格成績証明書を交付することができるように関係規程の整備を行った。



## 大学入学資格検定の受検状況等の推移



		(人)						(人)			
		出願者	受検者	合格者	科目合格者			出願者	受検者	合格者	科目合格者
昭和	26	8,106	6,029	338	3,015	昭和	53	3,457	2,792	1,025	1,661
	27	8,914	6,212	663	2,876		54	3,489	2,870	1,177	1,689
	28	9,189	5,782	683	3,070		55	3,853	3,116	1,246	1,823
	29	9,088	6,825	859	3,229		56	4,021	3,302	1,329	1,944
	30	5,900	4,695	689	2,990		57	4,524	3,697	1,544	2,098
	31	5,120	3,951	596	2,336		58	5,042	4,147	1,604	2,429
	32	3,991	3,131	390	2,042		59	6,640	5,679	1,938	3,425
	33	3,147	2,401	289	1,479		60	8,657	7,406	2,089	4,836
	34	3,117	2,206	329	1,289		61	11,232	8,809	3,592	5,352
	35	3,212	2,221	263	1,572		62	13,526	11,682	3,331	6,927
	36	3,083	2,090	306	1,416		63	15,798	13,675	4,086	7,986
	37	2,891	1,947	251	1,409	平成	元	16,726	14,560	4,342	8,694
	38	3,100	2,082	274	1,526		2	18,451	16,360	5,105	9,492
	39	3,262	2,298	330	1,574		3	19,293	17,007	5,257	9,761
	40	3,021	2,169	393	1,528		4	20,301	17,708	5,426	10,095
	41	3,151	2,241	368	1,536		5	20,569	18,045	5,730	10,469
	42	2,887	2,029	384	1,338		6	20,016	17,670	5,810	10,157
	43	2,766	1,947	334	1,348		7	19,243	16,957	5,850	9,593
	44	2,807	2,019	450	1,314		8	18,841	16,669	5,917	9,356
	45	2,948	2,176	567	1,320		9	18,964	16,826	6,923	9,029
	46	3,046	2,280	612	1,384		10	19,164	16,976	10,013	7,864
	47	3,606	2,758	648	1,872		11	20,121	17,900	10,332	8,365
	48	3,835	2,864	750	1,968		12	21,288	19,152	9,491	9,796
	49	3,968	3,132	924	1,929		13	35,629	32,460	14,004	16,880
	50	3,773	3,141	1,426	1,670		14	30,239	27,425	12,227	13,540
	51	3,530	2,859	1,117	1,687		15	26,859	24,250	10,381	12,321
	52	3,531	2,835	1,159	1,631						

## 教育制度分科会における部会の設置について

平成15年10月16日  
教育制度分科会

中央教育審議会令（平成12年6月7日政令第280号）第6条、中央教育審議会運営規則（平成15年5月15日中央教育審議会決定）第4条及び教育制度分科会運営規則（平成15年10月16日教育制度分科会決定）第2条に基づき、教育制度分科会に次の部会を設置する。

この部会は、所掌事務に関する審議が終了したときに廃止する。

### 大学入学資格検定部会

（所掌事務）

大学入学資格検定の在り方に関する専門的な調査審議を行うこと。

#### （参 考）

##### 中央教育審議会令（抄）

- 第6条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

##### 中央教育審議会運営規則（抄）

- 第4条 部会の名称及び所掌事務は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長。以下この条において同じ。）が審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この条において同じ。）に諮って定める。
- 2 部会の会議は、必要に応じ、部会長が招集する。
- 3 令第6条第6項の規定に基づき、審議会があらかじめ定める事項については、部会の議決をもって審議会の議決とする。
- 4 前項に規定する事項について部会が議決したときは、部会長は、速やかに、会長にその議決の内容を報告しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

## 第2期中央教育審議会委員名簿

会 長	鳥 居 泰 彦	慶應義塾学事顧問，日本私立学校振興・共済事業団理事長
副会長	木 村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
副会長	茂 木 友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
	赤 田 英 博	社団法人日本PTA全国協議会会長
	浅 見 俊 雄	独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター長
	石 倉 洋 子	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
	内 永 ゆか子	日本アイ・ビー・エム株式会社常務執行役員
	江 上 節 子	東日本旅客鉄道株式会社フロンティアサービス研究所長
	小 栗 洋	東京都立新宿高等学校長
	梶 田 叡 一	京都ノートルダム女子大学長
	加 藤 裕 治	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	岸 本 忠 三	大阪大学名誉教授，大阪大学前学長， 総合科学技術会議議員
	黒 田 玲 子	東京大学教授，東京大学総長特任補佐 総合科学技術会議議員
	國 分 正 明	独立行政法人日本芸術文化振興会前理事長
	佐々木 毅	東京大学長
	佐 藤 幸 治	近畿大学法科大学院長，京都大学名誉教授
	田 村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
	寺 島 実 郎	株式会社三井物産戦略研究所所長， 財団法人日本総合研究所理事長
	渡久山 長 輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
	中 嶋 嶺 雄	アジア太平洋大学交流機構（UMAP）国際事務総長， 国際教養大学長
	中 村 桂 子	JT生命誌研究館長
	丹 羽 雅 子	奈良女子大学名誉教授，奈良女子大学前学長
	野 中 ともよ	ジャーナリスト
	橋 本 由愛子	東京都北区立王子中学校長
	増 田 明 美	スポーツジャーナリスト，スポーツライター
	松 下 俱 子	独立行政法人国立少年自然の家理事長
	山 下 泰 裕	東海大学体育学部教授
	山 本 恒 夫	八洲学園大学教授，筑波大学名誉教授
	横 山 洋 吉	東京都教育委員会教育長

役職は平成16年5月10日現在

## 第2期中央教育審議会教育制度分科会委員名簿

鳥居泰彦	慶應義塾学事顧問，日本私立学校振興・共済事業団理事長
木村 孟	独立行政法人大学評価・学位授与機構長
茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役社長
浅見俊雄	独立行政法人日本スポーツ振興センター国立スポーツ科学センター長
梶田 叡一	京都ノートルダム女子大学長
國分正明	独立行政法人日本芸術文化振興会前理事長
佐藤幸治	近畿大学法科大学院院長，京都大学名誉教授
田村哲夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
渡久山長輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
中村桂子	J T生命誌研究館長
丹羽雅子	奈良女子大学名誉教授，奈良女子大学前学長
山本恒夫	八洲学園大学教授，筑波大学名誉教授
横山洋吉	東京都教育委員会教育長

：分科会長                   ：副分科会長

役職は平成16年4月1日現在

## 第2期中央教育審議会教育制度分科会大学入学資格検定部会委員名簿

### 委員

梶田 叡 一	京都ノートルダム女子大学長
田村 哲 夫	学校法人渋谷教育学園理事長，渋谷幕張中学・高等学校長
渡久山 長 輝	財団法人全国退職教職員生きがい支援協会理事長
丹羽 雅 子	奈良女子大学名誉教授，前奈良女子大学長
山本 恒 夫	八洲学園大学教授，筑波大学名誉教授

### 臨時委員

井田 良 克	全国高等学校長協会入試委員会副委員長， 都立武蔵高等学校長
石川 史 郎	経済同友会幹事，同会教育委員会副委員長， 元株式会社竹中工務店副社長
佐伯 眞 人	富山大学教育学部附属教育実践総合センター教授
佐藤 登志郎	北里大学名誉学長・学園相談役
清水 信 一	全国高等専修学校協会副会長， 学校法人武蔵野東学園武蔵野東技能高等専修学校長
鈴木 善 彦	静岡県教育委員会教育長
尊 鉢 隆 史	京都府立南丹高等学校教諭
天井 勝 海	日本大学商学部助教授 前全国定時制通信制高等学校長会理事長
永井 順 国	女子美術大学教授，元読売新聞社論説委員
西寺 雅 也	多治見市長，全国市長会評議員
二宮 皓	広島大学大学院教育学研究科教授
平野 吉 直	信州大学教育学部教授
無藤 隆	白梅学園短期大学長
渡邊 綾 子	社団法人全国高等学校PTA連合会会長

： 部会長

： 副部会長

役職は平成16年4月1日現在

# 大学入学資格検定の在り方について

～ 社会的通用性を高める新試験を目指して～

## ( 中間報告 ) の概要

### 大検を取り巻く現状

#### 受検者層の変化

大検の受検者の6割以上が高校中退者。

#### 大学入学資格の弾力化

大検が後期中等教育に代わる唯一の高等教育への経路ではなくなった

#### 大検の社会における活用

毎年約9～10万人に上る高校中退者の職業生活への接続についてより積極的な取り組みが必要。

#### 高等学校の生徒の多様化と高等学校教育の弾力化

多様化する高校生に高等学校教育が弾力的に対応することが必要。

### 基本的な考え方

我が国は、生涯学習社会の実現を目指しているところ。

高等学校を卒業できなかった者の学習成果を評価するシステムとしての機能をより充実させる方向。

大学等への進学、就職いずれにも活用できるような高等学校卒業程度の学力を認定する試験としての性格を明確にすることで学習の成果がより一層適切に評価されるようにすることが必要。

これらを踏まえ、以下の3つの点を基本的な考え方とする。

#### 大学入学資格付与の機能を維持すること

現行どおり新試験の合格者に、一律に大学入学資格を付与するという現行の大検の機能を維持。

#### より広く活用される試験にすること

高校中退者への対応や高校教育の一層の弾力化に資するために、より多くの者が受験しやすいものとする事で新試験を活用。

#### 就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること

新試験の合格が各種職業資格や採用試験の受験資格などにおいて高等学校卒業者と同様に扱われるように推進。

適切な名称(「高等学校卒業程度認定試験」など)とすることを含め、具体的方策を検討。

## 新試験の内容

### 1. 受験科目・水準について

#### 受験科目について

高等学校において全ての生徒に履修させる教科の範囲内で、認定する学力水準は維持しつつも、受験者の負担を増やさないように受験科目を増やさないことや、ペーパー試験のみでの評価になじまない実技的要素が強い教科を削減。

新試験は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語の6教科を必ず受験するものとして構成。

#### 問題の水準等について

現行の大検が、社会的にも評価を得ていることを踏まえ、新試験の問題の水準及び合格水準を現行の大検から大きく変えないこと。

#### 受験科目の免除について

現行の大検と同様に受験科目の免除を引き続き行うことが適当。

### 2. 受験対象者等について

高等学校の修学形態が多様化していることなどから、全日制高校についても定時制高校や、通信制高校と同様に受験機会を拡大するとともに、全日制高校での単位認定など、学習成果を評価されるような機会を提供。

### 3. 年齢制限について

学校教育制度全体で検討すべき課題。

## 社会的認知度を高めるための方策について

新試験の合格者が高等学校の卒業と同等に扱われるようにするため、自治体や企業等の規則等に位置づけられるよう積極的に働きかけ。

都道府県教育委員会を通じて新試験の概要等について積極的に情報提供。

大検の合格を経て社会的に活躍している人々の事例を紹介。

## 業務の外部委託について

国で実施する業務と外部に委託できる業務を区分した上で可能な業務から外部機関に委託すべき。

新試験の実施会場については、受験生の利便性及び経済的負担の軽減に配慮し、現行の大検と同様に全国47会場で実施するべきであり、引き続き地方公共団体の協力が必要。

**その他 [部会等で議論された課題等]**

部会等における議論では、新試験について、あくまでも高等学校卒業と同等以上の学力認定にとどめるべきであるという意見と、高等学校卒業資格の付与まで行うべきであるとの意見の両論。

当審議会では諮問の趣旨を踏まえ、

高等学校卒業と同等以上の学力認定を行うことを基本的な性格とする新試験として制度設計を行うこと

新試験の合格が、実質的に高等学校卒業資格取得と同様の効果が得られるよう、各種職業資格や採用試験の受験資格における通用性を高める方向で引き続き努力すること

が適当であると判断。

## 大学入学資格検定の在り方について(中間報告)のポイント

### 大検を取り巻く現状

#### 受検者層の変化

大検の受検者の6割程度が高校等中退者。

#### 大学入学資格の弾力化

個別審査の導入で大検が後期中等教育に代わる唯一の高等教育への経路ではなくなった。

#### 大検の社会における活用

年約9～10万人に上る高校中退者の職業生活への接続についてより積極的な取り組みが必要。

#### 高等学校の生徒の多様化と高等学校教育の弾力化

多様化する高校生に高等学校教育が弾力的に対応することが必要。

### 基本的な考え方

#### 大学入学資格付与の機能を維持すること

現行どおり、新試験の合格者に、一律に大学入学資格を付与するという現行の大検の機能を維持。

#### より広く活用される試験にすること

高校中退者への対応や高校教育の一層の弾力化に資するためにも、より多くの者が受験しやすいものとする事で新試験を活用。

#### 就職等においても活用されるよう社会的通用性を高めること

新試験の合格が各種職業資格や採用試験の受験資格などにおいて高等学校卒業者と同様に扱われるように推進。

適切な名称(「高等学校卒業程度認定試験」など)とすることを含め、具体的方策を検討。

### 新試験の内容

#### 受験科目について

受験科目の構成に当たっては、水準を維持しながら負担を増やさないようにすべき。

新試験は、国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語の6教科を必ず受験するものとして構成。

(英語を新たに追加。)

#### 受験対象者について

全日制高校の在學生にも受験機会を拡大するとともに、全日制高校での単位認定など、多様な学習成果が評価されるような機会を提供。

### 社会的認知度を高めるための方策

新試験の合格者が高等学校の卒業と同等に扱われるようにするため、自治体や企業等の規則等に位置づけられるよう積極的に働きかけ。

(アクションプランの実施)

都道府県教育委員会を通じて新試験の概要等について積極的に情報提供。

大検の合格を経て社会的に活躍している人々の事例を紹介。